

製品安全の確保に向けて

平成 20 年 4 月 8 日

経済産業省大臣官房審議官

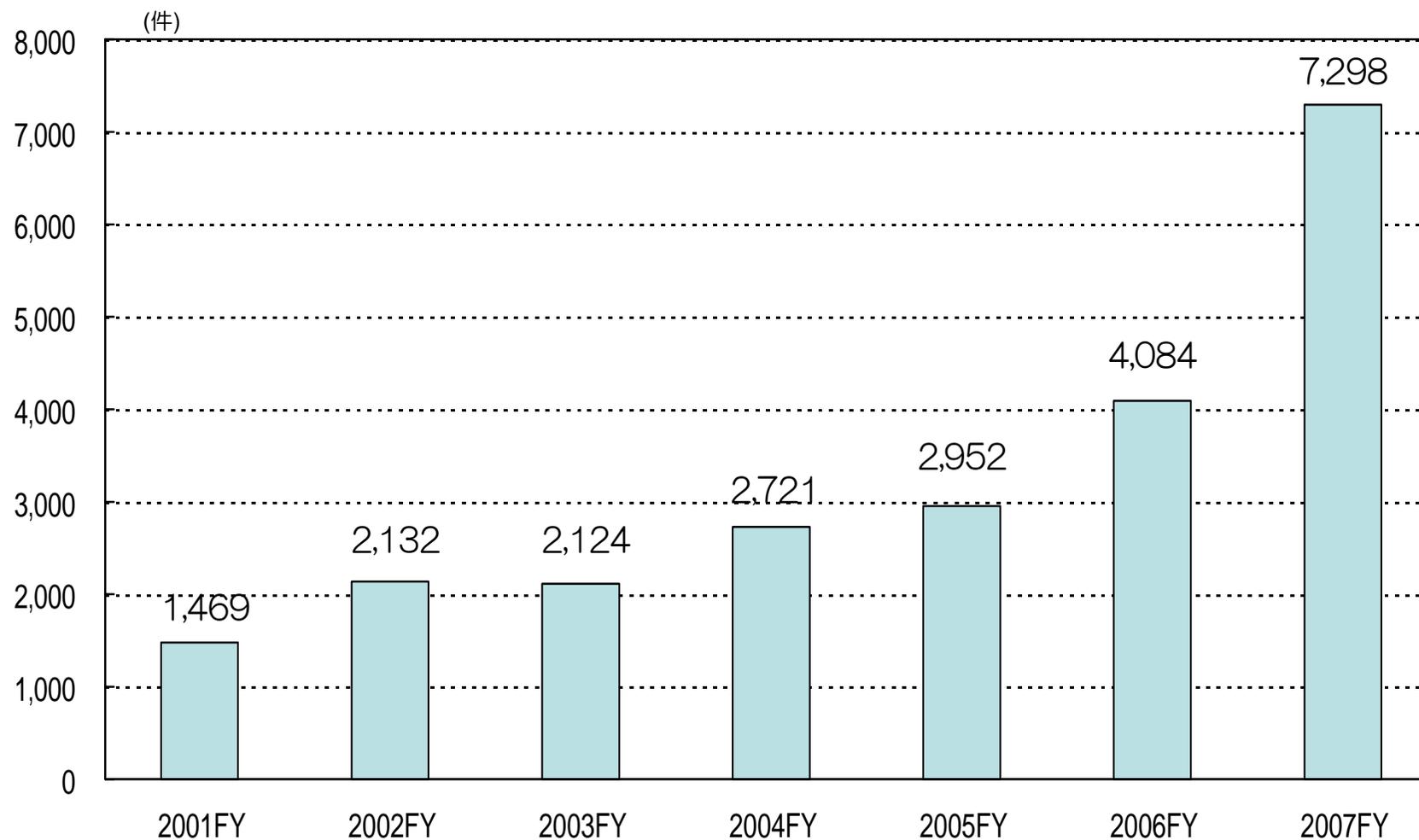
本 庄 孝 志



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）の製品事故 情報収集件数の推移



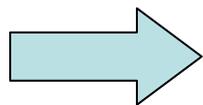
（3月末現在）

製品事故収集件数が増加した要因

- ・ 製品の機能の高度化や使用形態の多様化
- ・ フェイルセーフに慣れきった消費者の製品の危険性に対する認識の希薄化
- ・ 製造事業者等が、安全性よりも製品の高度化やコスト削減を相対的に優先しがち
- ・ 社会全体の安全に対する関心の高まり

最近の製品事故の事例

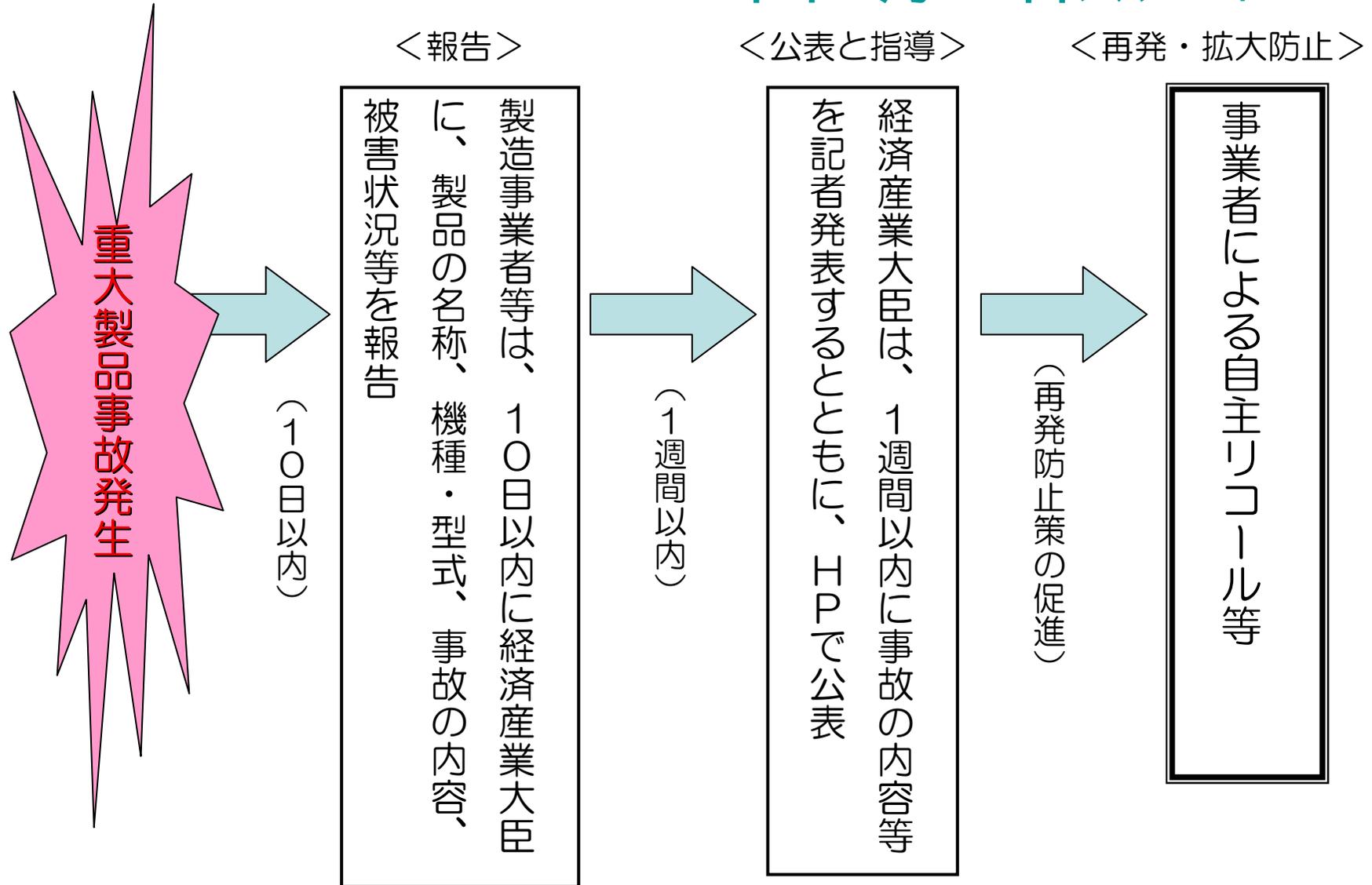
- ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故
- 家庭用シュレッダーによる幼児指切断事故
- 石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故
- 電子機器搭載リチウムイオン電池の発火事故
- リモコン付き電気ストーブの誤作動による発火事故
- 浴室換気乾燥暖房機の発火事故
- 温水洗浄便座一体型便器の発火事故
- 37年使用した扇風機による発火事故
- 電動車イスによる転倒事故
- 介護用ベッドの手すりに挟まれる事故



行政に事故情報が適切に報告されていないものあり、
行政等による対応に遅れが生じたこと等が問題視

製品事故情報報告・公表制度

昨年5月14日スタート



重大製品事故の受付状況

- 平成19年5月14日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告・公表制度の運用が開始されて以来1,190件の重大製品事故を受け付けた。
(平成20年3月31日現在)

	死亡		重傷		火災	CO中毒	後遺障害	計
		(うち火災による死亡)		(うち火災による重傷)				
ガス機器	16	(12)	12	(4)	153	8	0	189
石油機器	7	(6)	3	(2)	148	5	0	163
電気製品	20	(14)	24	(1)	548	4	1	597
うち電気こんろ	1	(1)	0	(0)	61	0	0	62
その他	27	(0)	186	(2)	26	0	2	241
うち電動アシスト自転車	2	(0)	28	(0)	1	0	1	32
うちデスクマット	0	(0)	45	(0)	0	0	0	45
合計	70	(32)	225	(9)	875	17	3	1,190

- 消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる重大製品事故の範囲は、死亡、重傷（治療期間が30日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）。
- 消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、10日以内に国に報告することを義務付け。

重大製品事故の公表処理状況

－ 最終的には全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表 －

- 処理件数 1,169件 (3月31日現在)
- 重複報告、対象外(消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当)の案件を除き全て公表(1,154件)
- 最終的には全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表
- ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表(316件)
- 報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者判定委員会でその妥当性を判定(158件)

重大製品事故公表等処理状況

	事業者名・ 型式公表	製品名 のみ公表 (原因調査中)	製品事故には 非該当	製品事故には 非該当とみられ る(今後、委員 会で妥当性を 判定する予定)	他省庁 送付案件	重複・ 対象外	計
ガス機器	110	-	62	12	0	1	185
石油機器	136	-	14	8	0	1	159
電気製品	284	244	51	2	0	7	588
その他	78	72	31	3	47	6	237
合 計	608	316	158	25	47	15	1,169

再発防止策の促進

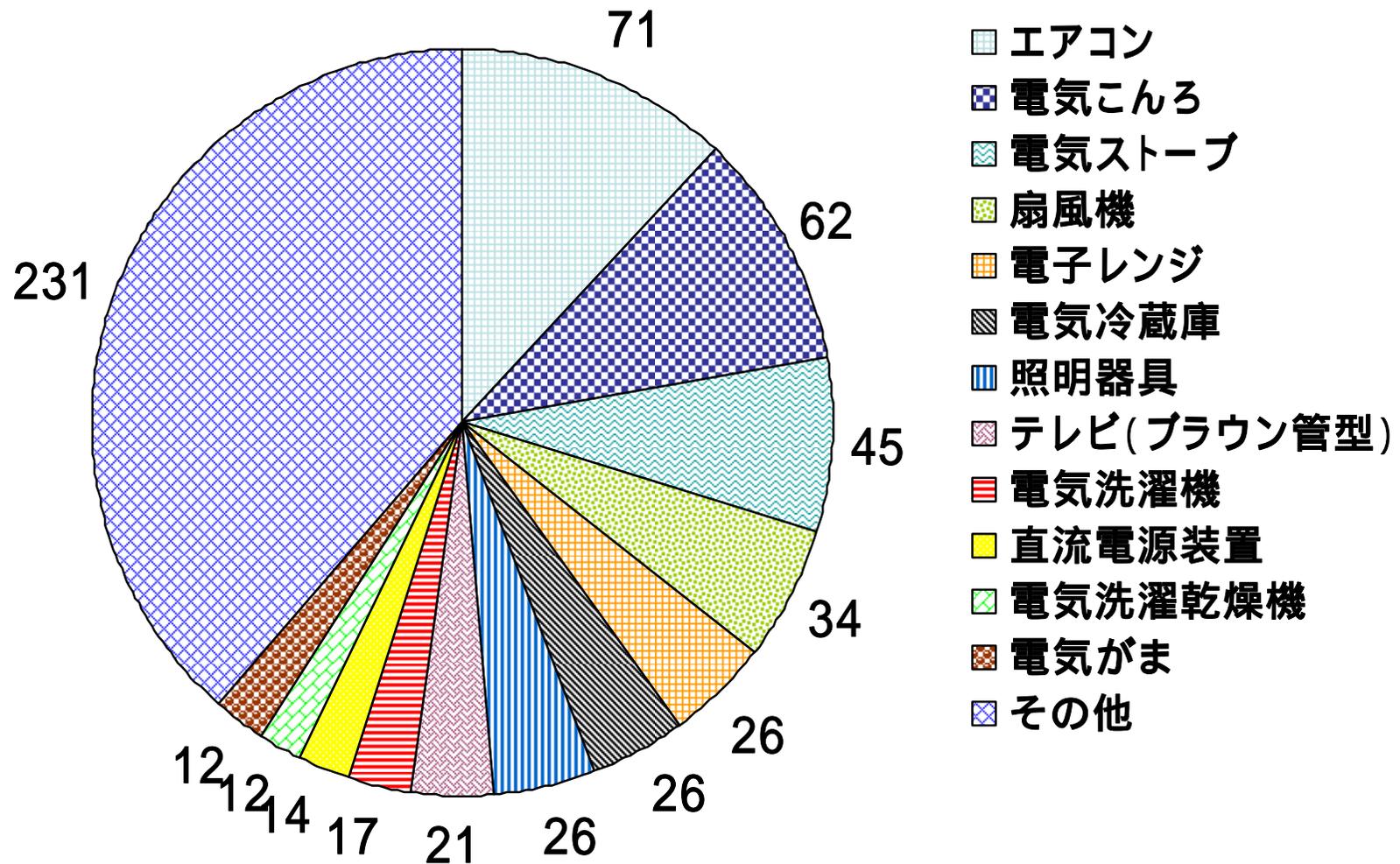
- 報告された情報に基づき、事業者に対して、再発拡大防止を促した案件に係る報告件数は、243件（電気こんろ、石油ふろがま、車庫用門扉、スプレー缶（殺虫剤）等）。
- 重大製品事故を契機にリコールを行ったものは、32製品。（3月31日現在）

自主リコールが行われた事例

- ・ 電動アシスト自転車（ヤマハ発動機株）
- ・ ガス給湯付ふろがま（株ノーリツ）
- ・ 車庫用門扉（東洋エクステリア株）
- ・ 電気冷蔵庫（松下冷機株）
- ・ 石油給湯付ふろがま（株長府製作所）
- ・ 手すり（着脱式）（矢崎化工株）
- ・ 24時間風呂（昭和鉄工株）
- ・ ガスふろがま（株ガスター）
- ・ アンプ（日本ビクター株）
- ・ 電子レンジ（小泉成器株）
- ・ 電気こんろ（松下電器産業株他）
- ・ 携帯電話用電池パック（ノキア・ジャパン株）
- ・ スプレー缶（殺虫剤）（ライオン株）
- ・ ウォーターサーバー（アクアクララ株）
- ・ プラズマテレビ（日本ビクター株）
- ・ 自動車バッテリー用充電器（株ジーエス・ユアサパワーサプライ）
- ・ 電気ストーブ（ハロゲンヒーター）（株ユニ・ロト）
- ・ ガスこんろ（タカラスタンダード株、パロマ工業株）
- ・ 電気洗濯機（日本建鐵株（三菱電機株）ブランド）
- ・ 電気洗濯機（三洋電機株）
- ・ 充電式誘導灯（松下電工株）
- ・ 電動ベッド（株ベルーナ）
- ・ 介護ベッド用手すり（パラマウントベッド株）
- ・ 液晶テレビ（松下電器産業株）
- ・ 食器洗い乾燥機（TOTO株）
- ・ ユニットバス（松下電工株）
- ・ システムキッチン（アイオ産業株）
- ・ デスクヒーター（松下電器産業株）
- ・ 電動トレーニングマシン（株ジョイナス）
- ・ 浴槽用温水循環器（株京都バストピア）
- ・ 電気ストーブ（株セラヴィ）
- ・ 携帯電話用電池パック（京セラ株）

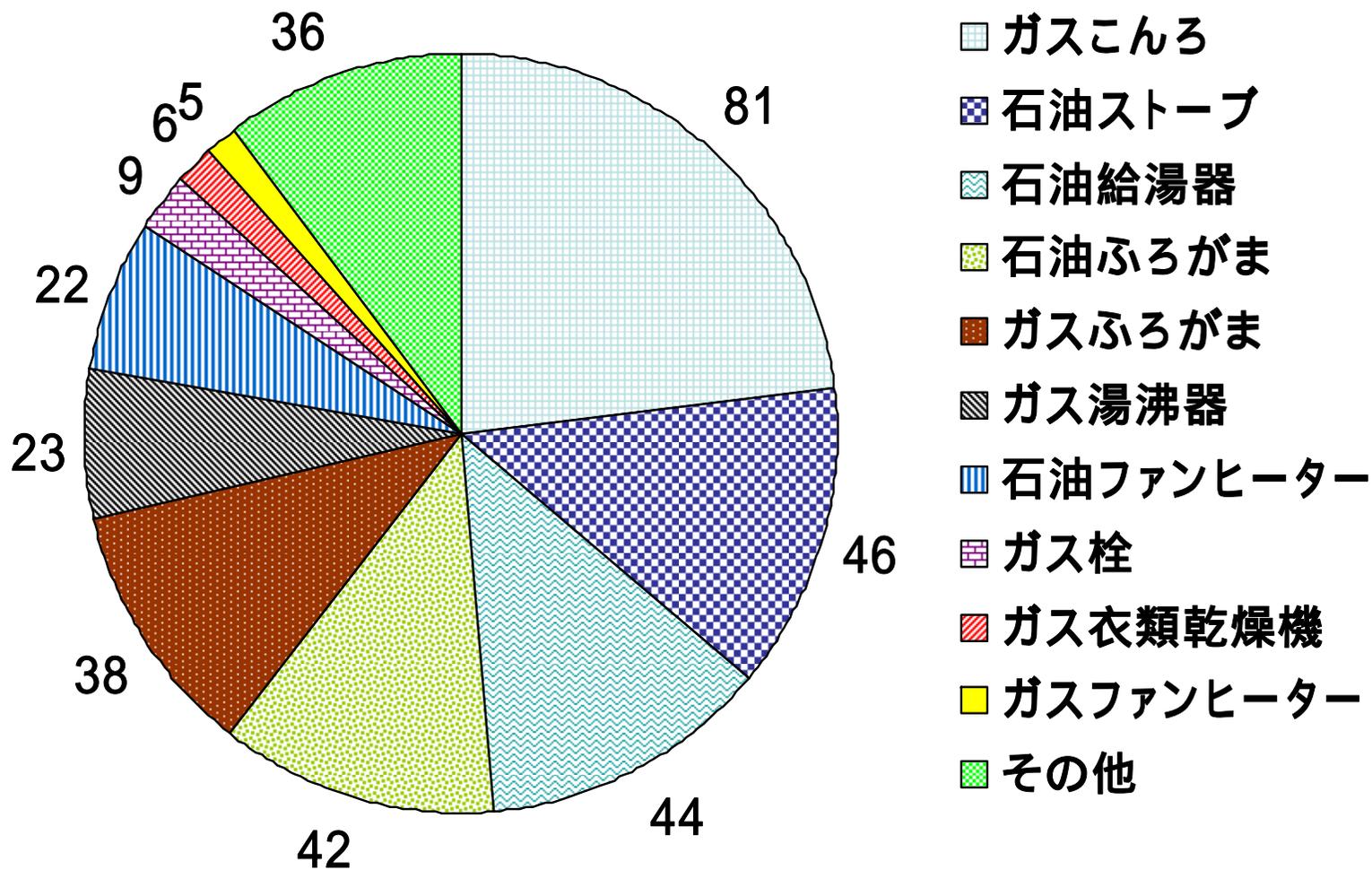
電気製品の製品事故報告《総合計597件》

(平成19年5月14日～平成20年3月31日)



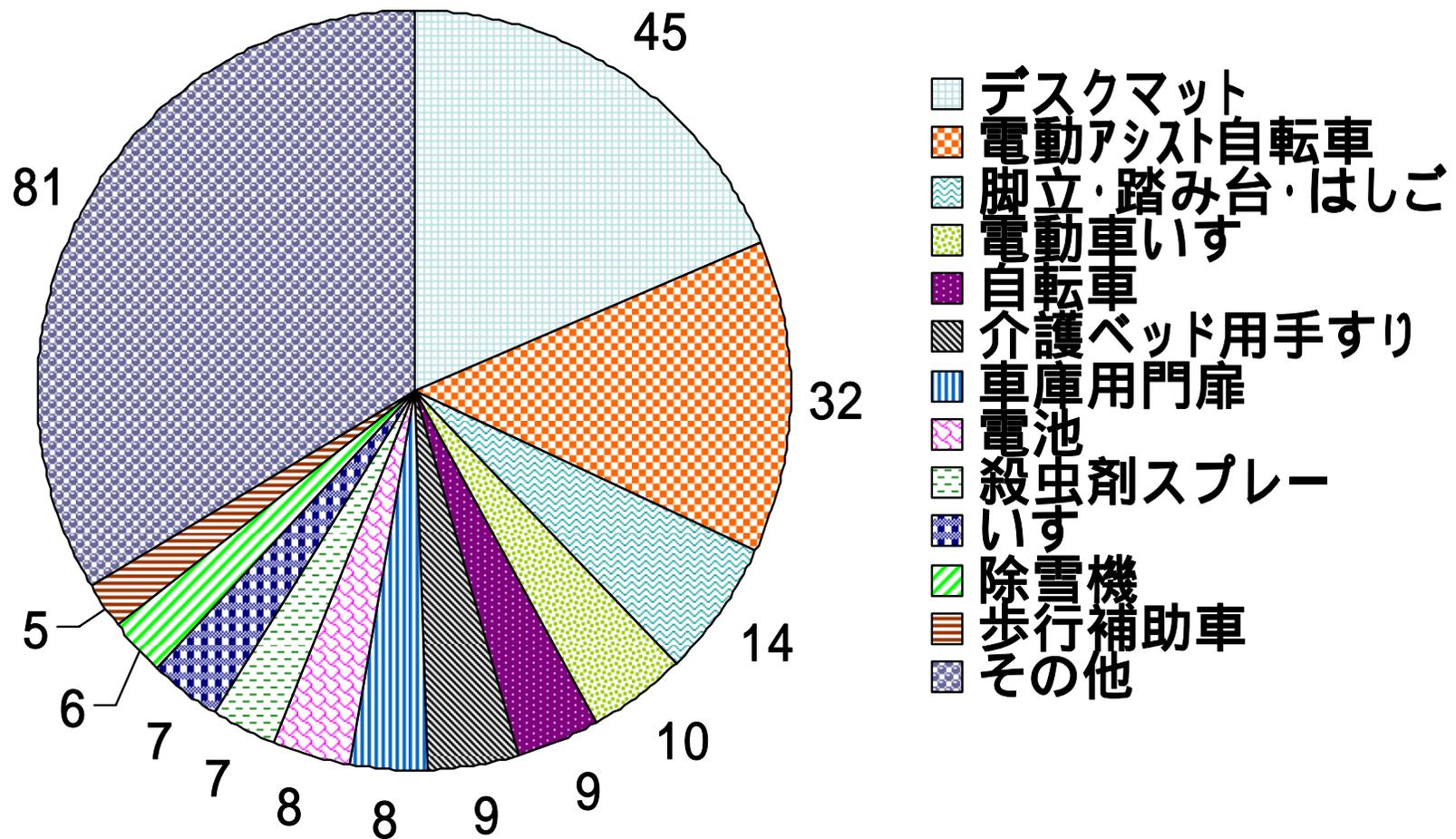
燃焼器具製品の事故報告 《総合計352件》

(平成19年5月14日～平成20年3月31日)



その他の製品別の事故報告 《総合計241件》

平成19年5月14日～平成20年3月31日



製品安全対策の充実

1 長期使用製品の安全確保……経年劣化対策

- ・点検制度
- ・表示制度

2 リチウムイオン蓄電池の安全確保

3 ガスコンロの安全確保

4 石油ストーブ等の安全確保

1-1 長期使用製品の安全確保（点検制度の創設）

平成21年4月1日
から施行

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品（経年劣化による重大事故発生率が高い製品）で、適切な保守を促進することが適当なものについて、点検制度が設けられます。

< 点検制度の対象製品 >



屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）

屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）

石油給湯機

石油ふろがま

密閉燃焼式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

計9品目

1-2 長期使用製品の安全確保（表示制度の創設）

平成21年4月1日
から施行予定

点検制度の対象外ですが、経年劣化による重大事故件率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化される予定です。



< 表示制度の対象製品(予定) >

扇風機

エアコン

換気扇

洗濯機

ブラウン管テレビ

計5品目

< 予定されている表示イメージ >



【製造年】 20XX年

【設計上の標準使用期間】 年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

2 リチウムイオン蓄電池の安全確保

ノートパソコン、携帯電話などに使用されているリチウムイオン蓄電池は大変、便利なものとして、皆さまのまわりでも多く使われています。

他方、近年、リチウムイオン蓄電池による発火・発煙事故などが相次いでいることから、事故の未然防止のため、安全基準を定めることとなりました。

本年11月20日から施行予定です。それ以降、PSEマークのないものは、販売できなくなります(ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。)ので、パソコン、携帯電話などをお買い求めの際は、PSEマークの有無をご確認いただきますようお願いいたします(400ワット時毎リットル以上)。

リチウムイオン蓄電池の形態



ノートパソコン用



携帯電話用

PSEマーク



特定電気用品以外の電気用品の場合

3 ガスコンロの安全確保

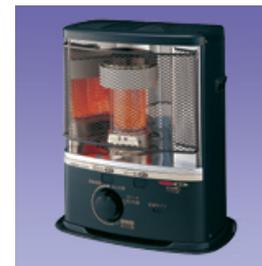
今年10月以降、家庭用ガスコンロには、全口に「**あげルック(調理油過熱防止装置)**」と「**立ち消え安全装置**」が装備されることになりました。



「あげルック」とは、温度センサーがなべ底の温度を測定し、**調理油が自然発火**する約360℃に達する前に**ガスを自動的に止めるための装置(調理油過熱防止装置)**です。
(250℃～300℃で作動します。)

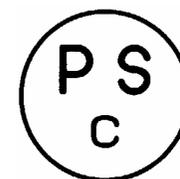


4 石油ストーブ等の安全確保



消火せずに給油し、こぼれて発火する事故や換気不足による一酸化炭素中毒等、事故の事前防止のために安全基準を定めます。

今後、PSCマークが無いと販売できなくなります。



PSCマーク

主な安全基準の内容は、以下のとおりです。

石油給湯機・石油ふろがま

・・・空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守など

石油ストーブ（ファンヒーターを含む）

・・・カートリッジ給油式に給油時消化装置設置義務付け、ファンヒーターに不完全防止装置設置義務付けなど



施行予定

平成21年4月1日からスタートします。

消費者の皆さまへのお願い

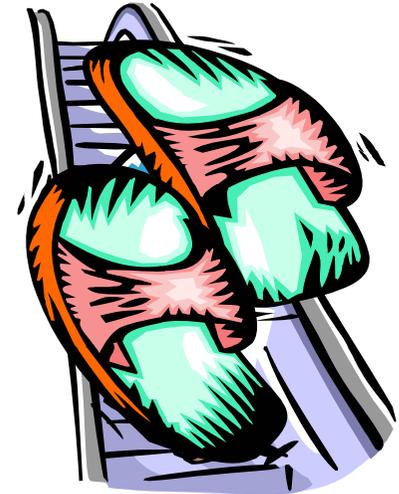
➤ 以下の製品について、事故を起こさないようお願いいたします。

- サンドルを履いてエスカレーターを利用する際のご注意
- 電動車いすを運転する際のご注意
- マルチタップの電力容量オーバーについてのご注意
- 電気洗濯機での指の巻き込みのご注意
- 電源コード付け根部分の損傷によるショート
- エアゾールスプレーの事故（使用時の引火）のご注意
- エアゾールスプレーの事故（廃棄時の引火）のご注意
- 天ぷら調理上のご注意
- 魚焼きグリルのお手入れ上のご注意

サンダルを履いてエスカレーターを利用する際ご注意ください！

こんな事故が起っています

サンダルを履いてエスカレーターのステップの端に立っていたところ、エスカレーター側面とステップの隙間にサンダルを巻きこまれ、足指を負傷した。



これが原因

サンダルがエスカレーターのステップの黄色ライン上に踏み込んでいたため、エスカレーターが上昇する際にサンダルが側面に擦れたことから、側面とステップとの隙間にサンダルが巻きこまれた。

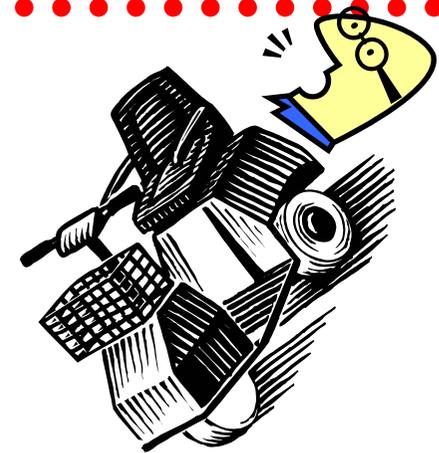
ここに注意

サンダルを履いてエスカレーターを利用する際には、サンダルが巻き込まれないようにステップの中央に乗り、サンダルがエスカレーターの縁に接触しないように注意しましょう。

電動車いすの運転にご注意ください！

こんな事故が起きています

電動車いすに乗車して舗装されていない畦道を走行中、高低差が1 mある側溝に転落し死亡した。



これが原因

舗装されていない路面を走行したためハンドルが取られ、思うようにハンドル操作できなかったことに加え、側溝がある路肩から十分な距離をとらずに走行したことにより、側溝に近づきすぎて転落してしまった。

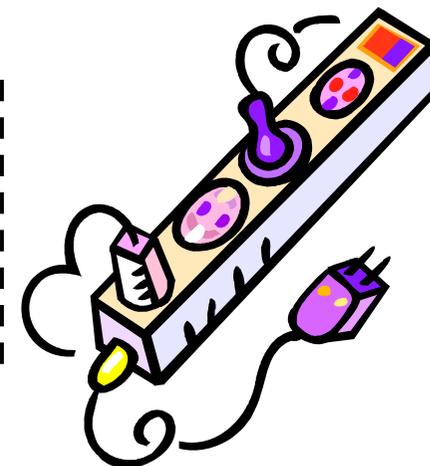
ここに注意

- ・側溝や側面に落差面がある路面を通行する際は、路肩から間隔をとりましょう。
- ・舗装されていない路面、道幅が十分ではない畦道などの路面を通行してはいけません。電動車いすの車幅（最大70 cm）を認識し、十分余裕のある道幅の道路を通行しましょう。

マルチタップの電力容量オーバーご注意ください！

こんな事故が起きています

定格容量1500Wのマルチタップに700Wのホットカーペットと1000Wの電気ポットを同時に使用していたところマルチタップのコード部から出火した。



これが原因

マルチタップに過度の電流が通電し、発生した熱により配線被覆が溶融し、マルチタップの配線内で短絡し、出火に至った。

ここに注意

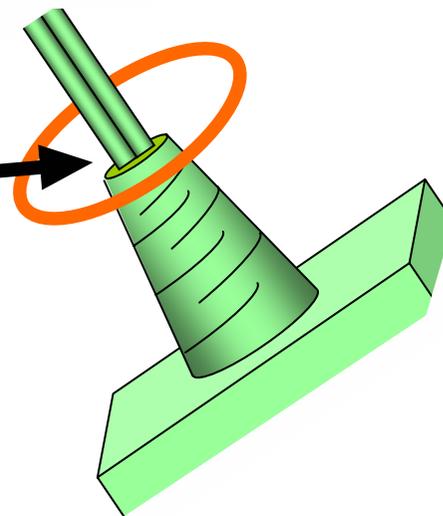
マルチタップに接続されるそれぞれの電気製品の消費電力に関する表示を確認し、合計する消費電力がマルチタップの定格容量を超えないことを確認した上で接続しましょう。

電源コード付け根部分の損傷によるショートにご注意ください！

こんな事故が起っています

- ・ヘヤードライヤーの本体出口部の電源コードが焦げて電源が入らない。
- ・電気あんかを足下に置いて就眠したが、足に熱を感じて取りだしてみると火花が出ており、コードの根本が焦げていた。

損傷に注意する部分



これが原因

電源コードの付け根部分は、屈曲や荷重が加わりやすい部分です。その対策として、プロテクタが設けられていますが、繰り返しの屈曲や荷重により断線が発生することがあります。

ここに注意

付け根の損傷に注意を払い、コードの外観に異常がないか使用の度毎に目視確認しましょう。異常があった場合には、当該機器の使用は止め、専門家に修理を依頼しましょう。

電気洗濯機での指の巻き込みご注意ください！

こんな事故が起きています

洗濯が終了したと思い、上ぶたを開けると脱水槽がゆっくり回っていたが、洗濯物を取ろうと手を入れたところ、洗濯物が絡まり、指を切断した。



これが原因

- ・当該洗濯機は、脱水槽が回転している間は上ぶたが開けられないロックがかかる仕組みになっていたが、ロック機構が破損し、運転中いつでも上ぶたを開けて手が入られる状態であった。使用者がロック機構が効かない状態で使用を続け、脱水槽の回転が完全に止まる前に洗濯物に手を触れたため洗濯物が手に絡まった。

ここに注意

- ・ 回転している脱水槽には、たとえ緩い回転であっても手を入れてはいけません。
- ・ 上ぶたのロック機構が故障していたり、脱水槽のブレーキの効きが悪くなっている場合は、直ちに使用を中止し、業者に修理を依頼してください。

『エアゾールスプレー』の使用にご注意ください！

こんな事故が起っています

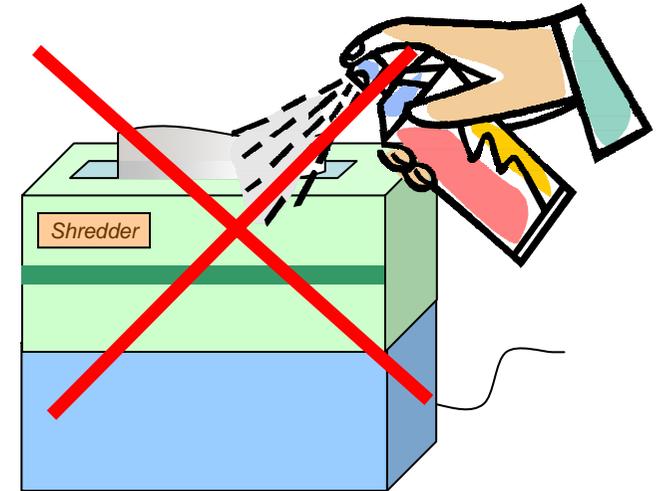
シュレッダーで紙詰まりが発生したので、潤滑油をカッター部に供給して回転をスムーズにしようとして潤滑スプレーを噴射したところシュレッダーが爆発した。

これが原因

シュレッダーの屑箱の空間はガスが溜まりやすい場所であるところ、スプレーから潤滑油と共に噴射された可燃性ガスがシュレッダーの内部に残留して、シュレッダーのモーターで発生した火花により引火や爆発を起こす。

ここに注意

- ・ 潤滑スプレーその他各種スプレーの類をシュレッダーの内部へ向けて噴射してはいけません。



『エアゾールスプレー』の廃棄の際ご注意ください！

こんな事故が起きています

浴室の床で市販のガス抜き器を使用してエアゾール缶（LPガスが使用されている）に内容物が残った状態で、穴を開けていたところ、LPガスに何らかの原因で火がつき火傷を負った。

これが原因

スプレー缶に内容物が残った状態で、缶に穴を開けてガス抜きをすると、スプレーに用いられている可燃ガス(LPガス)が周囲の火種や金属同士が衝撃的に擦れ合っただけで生じた火花により引火・爆発することがあります。



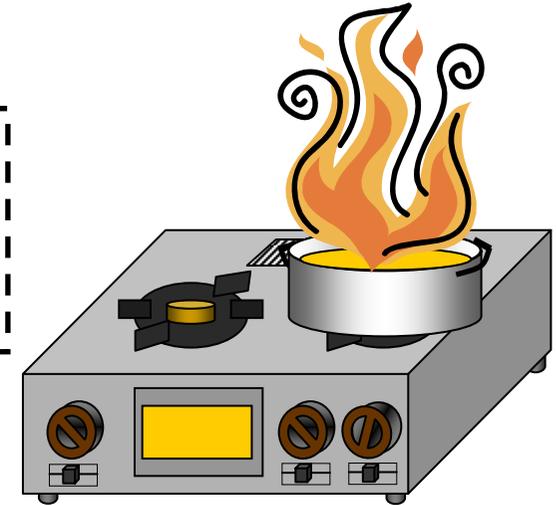
ここに注意

- ①スプレー缶は中身を使い切ってから捨てましょう。（「中身排出機構」が缶に付いている場合には、それを用いましょう。）
- ②缶に釘やガス抜き器などを用いて孔を開けてはいけません。
- ③中身を使い切る操作は、風通しが良い火気のない屋外などの場所で行い、噴射音が聞こえなくなるまで繰り返し噴霧用ボタンを押して完全に中身を排出しましょう。

「天ぷら調理」にご注意ください！

こんな事故が起っています

天ぷらを調理中にその場を離れていたところ、天ぷら油が発火して火災となった。



これが原因

天ぷら鍋をガスコンロ又はIH調理器にかけたまま放置してしまったため、天ぷら油が過熱されて発火点に達し発火するに至った。

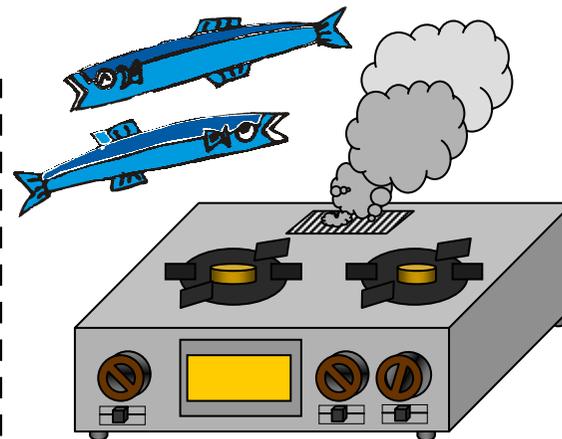
ここに注意

- ・ 天ぷら調理中は絶対にその場を離れてはいけません。もし離れざるを得ない場合は、必ず消火しましょう。
- ・ 天ぷら油過熱防止装置（あげルック）が装備されているガスコンロの場合は、天ぷら調理は必ず過熱防止装置がついている側のコンロで調理しましょう。
- ・ IH調理器で天ぷらを調理する時は、専用なべを使うほか、たっぷりと油を入れましょう。

『魚焼きグリル』のお手入れにご注意ください！

こんな事故が起っています

- ①ガスコンロに組み込まれたグリルで魚を焼いていたところ、グリル排気口から炎が上がった。
- ②電気グリルで魚を焼いた後、受け皿を引き出した状態で置いて食事をしていたところ、発火した。



これが原因

- ①グリル内部に魚の脂が付着した状態で、使用を続けたためガスバーナーの熱により脂に引火した。
- ②グリル内部に魚の脂が付着した状態で、調理後すぐに受け皿を引き出したところ空気が供給され庫内でくすぶっていた炎が大きくなり発火した。

ここに注意

- ・グリル内には、魚の脂などの汚れが付着しないよう、日頃から清掃手入れをする。

➤ **ご静聴ありがとうございました。**

製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry